

生産行程管理業務規程

作成日 平成 30 年 2 月 2 1 日

更新日 令和 4 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：クマモトケンアシキタグンアシキタマチオオアザタノウラマチ（〒869－5305）熊本県葦北郡芦北町大字田浦町426－3

名称（フリガナ）：アシキタマチギョギョウキョウドウクミアイ芦北町漁業協同組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 山元 光晴

ウェブサイトのアドレス：<http://ashikita-gyokyou.com>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 4 類 水産物類

区分に属する農林水産物等：魚類（たちうお）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：田浦銀太刀（タノウラギンダチ）、Tanoura Gindachi

4 明細書の変更

芦北町漁業協同組合（以下「漁協」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

- (1) 漁協は、「田浦銀太刀」を出荷する漁業者について、漁船や漁具等の装備品を確認した上、漁業者の名簿を作成する。

漁協は、田浦漁港でのたちうおの水揚げ時毎に漁業者が名簿に記載されている者であることを確認し、漁獲物の現物確認及び操業位置の漁業者への聞き取り確認を行うことにより、水揚げされたたちうおは、明細書の生産方法に記載された漁獲対象種、漁場、漁獲方法、鮮度保持方法、水揚げ港及び最終製品の形態の全て（以下「明細書に記載の生産方法」という。）を遵守して漁獲されたものであることを確認する。

- (2) 漁協は出荷日毎に(1)確認の結果を「太刀魚送り状（日報）」（参考様式 1）に記録するとともに、各月の確認の結果をとりまとめ「「田浦銀太刀」検査記録報告書」（参考様式 2）に記録する。

- (3) 漁協は、明細書に記載の生産方法の各基準が遵守されていないと疑われる場合には、臨時で実地確認を実施し、その結果を「田浦銀太刀」指導記録票」（参考様式3）に記録する。

6 明細書適合性の指導

- (1) 漁協は、明細書に記載の生産方法の各基準のいずれかを遵守していない生産が確認された場合（その生産品を「田浦銀太刀」として出荷しない場合は除く。）は、当該漁業者の生産したたちうおについて「田浦銀太刀」としての出荷を停止するとともに、警告を発し、是正を求める。
- なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合は、漁協は是正されるまでの間、当該漁業者の生産したたちうおについては、「田浦銀太刀」としての出荷を停止する。
- (2) 漁協は、年に1回以上、漁業者に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産方法の各基準を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 漁協は、5(1)の確認の際に明細書に記載の生産方法の各基準をいずれも満たしているたちうおについてのみ、地理的表示である「田浦銀太刀」及び登録標章（GI マーク）が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「田浦銀太刀」及びGI マークを使用している者及びこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用の箱）についても確認する。
- (2) また、漁協は、(1)の確認において、以下のたちうおがないかを確認する。
- ア 明細書に記載の生産方法の各基準のいずれかを満たしていないたちうおであるにもかかわらず、地理的表示である「田浦銀太刀」及びGI マークが使用されているたちうお。
 - イ 地理的表示である「田浦銀太刀」のみが使用されているたちうお。
 - ウ GI マークのみが使用されているたちうお。
 - エ 地理的表示である「田浦銀太刀」に類似する表示又はGI マークに類似する標章が使用されているたちうお。
- (3) なお、確認の記録については、5(3)に準じて行うものとし、地理的表示の不適正な使用等が確認された場合には、「田浦銀太刀」指導記録票」にその内容と指導結果等について記載するものとする。

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 漁協は、7において確認された以下の場合について、当該表示を行う漁業者の生産したたちうおについて「田浦銀太刀」としての出荷を停止するとともに、

ア 明細書に記載の生産方法の各基準のいずれかを満たしていないたちうおであるにもかかわらず、地理的表示である「田浦銀太刀」及びGI マークを使用している場合。

イ 地理的表示である「田浦銀太刀」のみを使用している場合。

ウ GI マークのみを使用している場合。

エ 地理的表示である「田浦銀太刀」に類似する表示又はGI マークに類似する標章が使用されている場合。

[illegible]

- 1 生産者の屋号と各サイズごとに生産されたタチウオの箱数を記載し、合計欄に出荷された箱数の合計を記載する。
- 2 明細書適合性の確認を行い、明細書の生産方法に記載された漁獲対象種、漁場、漁獲方法、鮮度保持方法、水揚港及び最終製品の形態の全て(以下「明細書に記載の生産方法」という。)を遵守して漁獲されたものであることを確認した場合は、「適合」欄にチェックする。
- 3 地理的表示等の使用の確認を行い、明細書に記載の生産方法の各基準をいずれも満たしているたちうおについてのみ、地理的表示である「田浦銀太刀」及び登録標章が箱等に使用されていることを確認した場合は、「GI」欄にチェックする。
- 4 田浦銀太刀として出荷しなかった箱がある場合は、「外」欄に箱数を記載する。

「田浦銀太刀」検査記録報告書
(令和 2 年度)

令和2年度の月別検査記録については、以下のとおり相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

芦北町漁業協同組合

代表理事組合長 (氏名) 印

年月	田浦銀太刀 出荷数(箱)	出荷した 日数	明細書適合の 確認	地理的表示等の 確認	備考	各月の結果 確認日	確認者印
年4月							
年5月							
年6月							
年7月							
年8月							
年9月							
年10月							
年11月							
年12月							
年1月							
年2月							
年3月							

※注1 明細書の生産方法に記載された漁獲対象種、漁場、漁獲方法、鮮度保持方法、水揚げ港及び最終製品の形態の各基準を遵守していなかった場合又は地理的表示等の不適正な使用等が確認された場合には、備考欄に違反を確認した日を記載のうえ、「田浦銀太刀」指導記録票を添付すること。

※注2 明細書適合性の確認及び地理的表示等の確認において、注1の違反事例がなかった場合は「該当無し」と記載すること。

(参考様式3)

「田浦銀太刀」指導記録票

作成日：

作成者：

記載項目	内容
指導対象の生産者	
違反等が疑われる内容	
実地確認日	
確認(指導)担当者	
確認結果	
指導内容	
指導結果	